

自衛隊名簿提供違憲訴訟(RYU裁判) 第一回口頭弁論

募集しているのは「正規軍・兵士」

「自衛官には「賭命義務」が課されている」

自衛隊への個人情報提供は憲法違反であると、奈良市在住の当時高校3年生のRYUさんが訴えた「自衛隊名簿提供違憲訴訟」の第一回口頭弁論が、7月2日奈良地裁で行われました。101大法廷は傍聴希望者が定員を超え、奈良地裁としては異例の抽選に。

終了後の報告集会には、オンラインも含めて130人が参加しました。

陳述に立った佐藤博文弁護士は、自衛隊の国際法上の地位は「正規軍・兵士」あるいは「戦闘員」であり、今回の件は、「自衛隊員」一般ではなく、「賭命義務」をもつ「自衛官」とその候補生の募集のた

めの名簿提供であったと指摘。警察官の職務と対比し、自衛官の「賭命義務」の意味を説明しました。

警察官の職務は「犯人を確保し、法の裁きを受けさせ、社会秩序を守ることにあり、

「正当防衛の範囲で武器の使用が認められるにすぎず、仮に凶悪犯でも殺傷してはならず、

自分の命を犠牲にする義務はない」のに対し、自衛官には「自らの命を賭けて相手をせん滅

(殺傷)する」武力行使への「服従義務」があり、教育訓練の目標は「自覚に基づく積極的な服

従の習性を育成することにある(「服務ハンドブック」)ことを指摘。このような「兵士」

としての本質が隠されたまま自衛官募集が行われ、募集に協力させられていることは重大な問題であると述べました。

プライバシー権は憲法が保障する個人の尊厳の根幹をなす権利

プライバシー権について陳述した八木和也弁護士は、これまでの判例を示し、「プライバシー情報は、取扱い方によって

は、個人の人格的な権利、利益を損なうおそれのあるもの」

(「早稲田大学江沢民講演会事件」の最高裁判決)と規定されたことや、住民が国や地方自治体に対し、自らの住所、氏名、生年月日などを提供されない自由が憲法13条の保障として認められると明言(住民基本台帳ネットワークシステム)についての最高裁判決)されたことを指摘。

奈良市による自衛隊への名簿提供について、「最高裁の規範に照らしても、法令の根拠も正当な目的もなく、漏洩対策も不十分で、合憲となる余地はない」と訴えました。



第1回口頭弁論終了後、奈良県教育会館で行われた報告集会で、「賭命義務」が課されている自衛官の本質・実態について原告弁護団の佐藤博文弁護士(北海道)が講演しました。

第2回口頭弁論は10月8日14時から奈良地裁101大法廷に決定



弁護団長の佐藤眞理弁護士

「日本が『戦争する国』に踏み出そうとする中、憲法13条の個人主義をどこまで大事にするかが問われている。」



弁護団事務局長の諸富健弁護士

今回の口頭弁論で訴状の要旨を説明。「名簿提供問題を一番知ってほしいのは対象年齢の高校生や学生です。」



プライバシー権について陳述した八木和也弁護士

「国民のプライバシーの権利を守るべき国や自治体はその権利を侵害することは許されない。」

「自衛隊名簿提供違憲訴訟(RYU裁判)」を

支援する会ニュース



2024年7月27日 第6号

《発行》「自衛隊名簿提供違憲訴訟(RYU裁判)」を支援する会

【事務局】〒639-1104 大和郡山市井戸野町9-6

☎0743(20)7183 FAX:0743(20)7184

E-mail:narakenheiwaiinkai@iris.eonet.ne.jp

再び青年を戦場に送らない！

新日本婦人の会奈良支部 支部長

伊藤 眞理



傍聴席の定員超えによる抽選に、受験発表を待つような緊張感。

そして、いよいよ法廷入室。

会場は、歴史的裁判の始まりを見届け、「憲法違反を許さない」思いで溢れているように感じた。

*

裁判傍聴と報告集会で、あらためて3つのことが自分の中で明確になった。

①原告が18歳の青年、当事者であることの意味は重要だ。本人の心からのアピールと家族のコメントこそがすべてを物語り、これを力に私たちは闘っていく。

②プライバシー権は現在において「個人の尊厳」の根幹をなす極めて重要な権利である。「憲法13条」によって保障される基本的人権を守る闘いであり、同時に、名簿提出先が重大な憲法違反の自衛隊であることから、「憲法9条」守る大きな闘争である。

自衛隊法が定める付随的任務である災害派遣のイメージが国民の中に浸透している今こそ、自衛隊の本質や問題点——①自衛隊は国際法上において軍隊であり、自衛官は兵士である、②自衛官には自らの命を賭けて相手をせん滅(殺傷)するという服従義務(「賭命義務」)がある、③集団的自衛権行使の容認、安保3文書の閣議決定によって自衛隊が変容、④パワハラが横行する自衛隊内の職場環境、⑤自衛隊の情報収集、監視活動の実態——などを告発し、知らせていかなければならない。

③裁判闘争と同時に、市民・国民的な運動が必要であり、地方自治体の本旨を取り戻す運動である。

*

「再び青年を戦場に送らない！」
憲法13条、憲法9条のもと、堂々と確信を持ってこの壮大な運動に参加していきたい。

全力でRYU裁判を支援していきます

日本共産党奈良市会議員

井上 昌弘



私たち日本共産党奈良市議団は、2015年から自衛隊による若者名簿「閲覧」の問題、2023年からは奈良市による名簿「提供」の問題点を繰り返し指摘してきました。自衛隊を特別扱いし、奈良市が本人・保護者の同意なく名簿提供することは、個人情報保護という基礎自治体として果たさなければならぬ最低限の責任を投げ捨てるものであり、その中止を求めてきました。

今回の裁判の傍聴や議会での市長答弁で痛感するのは、奈良市の主体性の欠如と国・自衛隊の事実上の言いなりになっている姿勢です。そもそも2015年に山本直子議員が質問で指摘するまで市長は自衛隊が毎年閲覧していることすら認識していませんでした。また未成年者への求人には教育的配慮が強く求められ、ハローワークと高校を通しての求人がルールであるのに、ダイレクトに勧誘ハガキを送る

のは問題だ、と具体的に指摘しても「自衛隊法にもとづく適切な事務」と一般論で逃げる答弁を繰り返しています。さらに奈良市が提供した名簿の用済み後、自衛隊によって適切に廃棄・削除されているかどうか、立ち入り検査をして検証するのかと質問しても、「覚書に破棄すると書いてある」との答弁です。要するに奈良市は国の依頼に基づいて自衛隊に名簿を提供しただけのことであり、その先のことには知りません、との姿勢がありありと言わなければなりません。こんな無責任な姿勢でいいのか、この裁判で問うて欲しいと思います。

今回の裁判は、当事者が提訴する全国初の事例として大変注目を集めています。今回の裁判では奈良市も被告となっており、9年前からこの問題に取り組んできた市議団として全力でこのRYU裁判を支援していきます。